

改正フロン類法の施行について

京都府環境管理課

1 趣旨

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（以下「フロン類法」という。）が改正され（平成25年6月12日公布）、平成27年4月1日から施行される。

業務用冷凍空調機器（冷媒としてフロン類を使用するものに限る。以下同じ）を使用している管理者（いわゆるユーザーなど）には新たに点検等の義務が生じる。

2 法改正の概要

（1）背景・目的

オゾン層破壊効果を持つフロン類は削減が進むが、高い温室効果を持つフロン類は増加傾向、現行法におけるフロン廃棄時回収率は3割程度、機器使用時の漏洩も判明
⇒ 法改正によりフロン類の製造から廃棄まで全体の対策強化

（2）改正の内容

① 法律名の変更

【改正前】特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律

【改正後】フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

② フロン類の規制対象をライフサイクル全体に拡大

- ・フロン類の製造業者等が講ずべき措置
- ・指定製品の製造業者等が講ずべき措置
- ・管理者関係
- ・充填回収業者関係
- ・再生業者、破壊業者関係 等

3 管理者関係の概要（平成26年12月10日付け官報に告示）

（1）管理者の機器管理水準の引上げ【新設】

管理者が業務用冷凍空調機器の使用等に際して取り組むべき措置を「管理者の判断基準」として国が設定

- ・ 使用環境の適正化、点検、修理、点検等の記録・保存など

（2）フロン類算定漏えい量の報告・公表【新設】

一定量以上のフロン類を漏えいした管理者は、毎年度、国に対して算定漏えい量等の報告をしなければならない。さらに国はこれを公表等。

4 その他

- ・国は今年度内に改正フロン類法の運用の手引きを作成する予定
- ・京都府ホームページでも御案内しています。

<http://www.pref.kyoto.jp/taiki/ozon.html>